

北区の後期高齢者医療制度

平成25年度版（平成24年度実績）

東京都北区区民部国保年金課

目 次

I	後期高齢者医療制度の運営	1
II	東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分掌	1
III	被保険者	2
IV	給付状況	3
V	保険料	5
VI	財政状況	9
VII	後期高齢者健康診査	11
VIII	趣旨普及	12

I 後期高齢者医療制度の運営

東京都内すべての区市町村が加入する『東京都後期高齢者医療広域連合』が運営主体となる（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第48条）。

II 東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分掌

広域連合が行うこと

- 被保険者の認定
- 医療の給付
- 保険料の決定
- 健診事業の実施

北区が行うこと

- 転入などの加入や資格喪失の届け出の受付
- 被保険者証の引渡し
- 高額療養費等の給付申請の受付
- 保険料の徴収・納付相談

Ⅲ 被保険者

1 被保険者

東京都内に住所を有する者は、75歳到達日より、後期高齢者医療制度の被保険者となる。ただし、生活保護受給者等は除く（高確法第50、51、52条）。

また、65歳以上74歳以下で一定の障害があると広域連合が認定した者も、後期高齢者医療制度の被保険者となる（高確法第50、52条）。

ただし、外国人は住民登録をしており、3月を超える在留資格があること等加入要件がある。

2 被保険者数

（3月31日現在）

年度	被保険者数	被保険者数		障害認定者 (再掲)	住所地特例者 ※(再掲)
		3割負担	1割負担		
22年度	37,664	4,075	33,589	575	153
23年度	38,470	4,160	34,310	535	184
24年度	39,459	4,057	35,402	462	212

※都内に住所を有していた被保険者が、都外の病院や特別養護老人ホーム等の住所地特例対象施設へ入院・入所した場合には、転出後も引き続き東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を継続する。

参考 後期高齢医療を脱退し国保加入した被保険者数（平成24年度） 0人

IV 給付状況

1 療養諸費

単位(円)

		一般 (1割)	現役並み所得者 (3割)	合計金額
22年度	現物給付	27,622,177,215	2,721,818,879	30,343,996,094
	現金支給	1,014,768,612	184,617,627	1,199,386,239
	医療給付費	28,636,945,827	2,906,436,506	31,543,382,333
23年度	現物給付	29,208,161,852	2,679,834,458	31,887,996,310
	現金支給	1,082,090,866	139,380,558	1,221,471,424
	医療給付費	30,290,252,718	2,819,215,016	33,109,467,734
24年度	現物給付	30,080,199,971	2,815,638,076	32,895,838,047
	現金支給	1,084,944,668	134,190,568	1,219,135,236
	医療給付費	31,165,144,639	2,949,828,644	34,114,973,283

参考 医療費の自己負担に係る現役並み所得者の判定基準

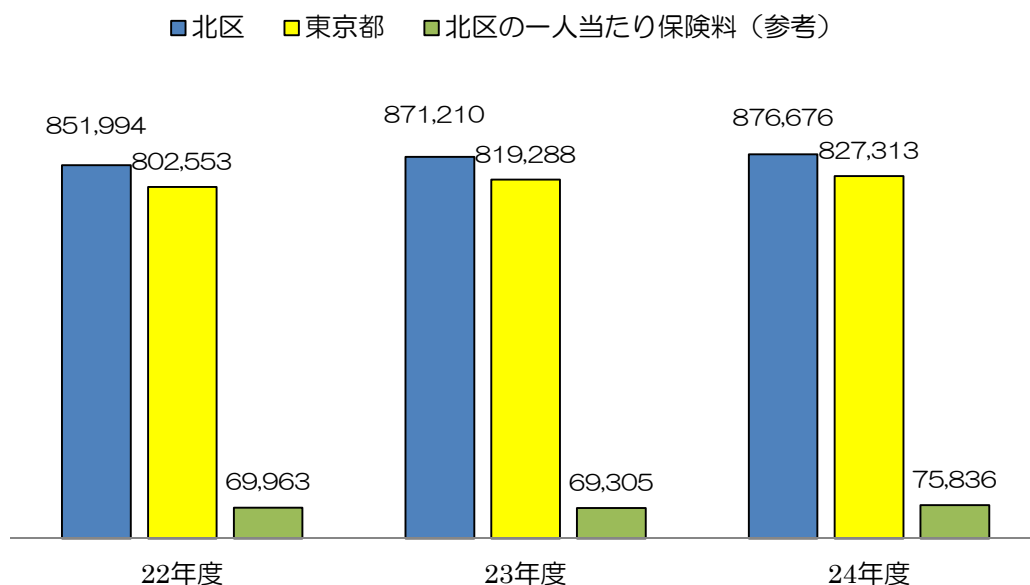
被保険者及び同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人の収入の合計で判定

同一世帯に属する被保険者の課税所得が145万円以上、かつ、収入の合計が以下のもの

- ・被保険者が複数いる世帯：520万円以上
- ・被保険者が1人の場合：383万円以上
- ・被保険者が1人の世帯であって、同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人がいる世帯：520万円以上

単位：円

一人当たり給付費



2 葬祭費

葬祭費は、死亡した被保険者の葬儀を執行した者に対して支給する。

（東京都北区後期高齢者医療葬祭費支給事務要綱）

（東京都北区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱）

○ 負担金補助及び交付金

単価 70,000円

年度	支給件数	支給金額（千円）
22年度	1,992	139,440
23年度	2,277	159,390
24年度	2,184	152,880

V 保険料

1 保険料の決め方

東京都における均一保険料（年額）

東京都の保険料（限度額55万円）＝ 均等割額 ＋ 所得割額

- 均等割額は40,100円（平成24年度及び25年度）
37,800円（平成20年度～23年度）
- 所得割額は、「賦課のもととなる所得金額」×所得割率で算出する。
東京都の所得割率は8.19%（平成24年度及び25年度）
7.18%（平成22年度及び23年度）
6.56%（平成20年度及び21年度）

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額をいう（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

2 保険料軽減措置

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減している。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他の所得がない）	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円＋（24.5万円×世帯主を除く被保険者の数）以下 *単身世帯主は該当しない	5割
33万円＋（35万円×被保険者の数）以下	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金等については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定する。

② 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減する。

	「賦課のもととなる所得金額」	軽減割合
①	15万円以下	100%
②	20万円以下	75%
③	58万円以下	50%

3 保険料の納付方法

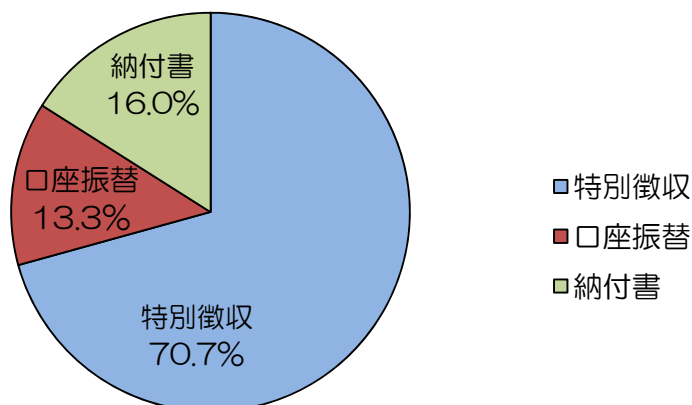
保険料は、原則として介護保険料と同じ年金からの引き落としとなる（特別徴収）。その年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える者などは、納付書や口座振替により納付する（普通徴収）。

年金からの差し引き（特別徴収）は、被保険者からの申出により口座振替（普通徴収）に変更できる。

納付方法別人数

年度	特別徴収	普通徴収	普通徴収		合計
			口座振替	納付書	
22年度	27,250	10,414	4,122	6,292	37,664
23年度	28,361	10,109	4,377	5,732	38,470
24年度	27,902	11,557	5,235	6,322	39,459

24年度 納付方法別人数



4 保険料収納状況

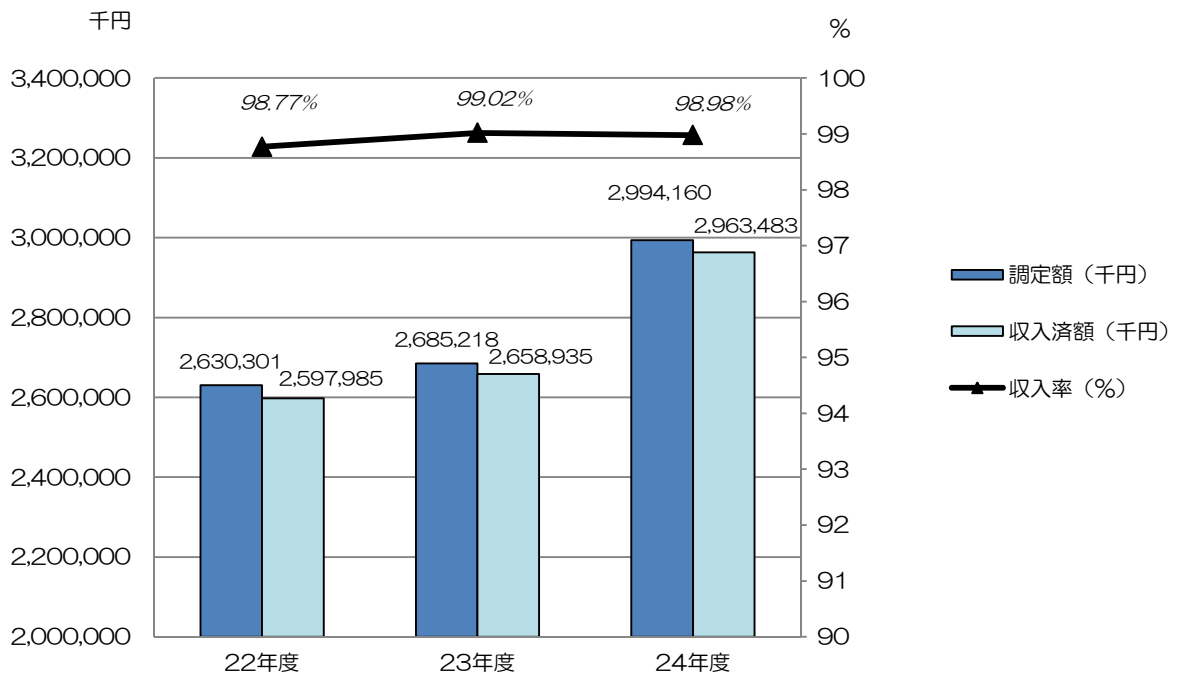
後期高齢者医療保険料調定額及び収納額の状況

22年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	2,630,301,500	2,597,985,400	—	6,663,800	38,979,900	98.77
滞納繰越	98,417,767	41,955,187	33,205,830	91,250	23,348,000	42.63
合計	2,728,719,267	2,639,940,587	33,205,830	6,755,050	62,327,900	96.75

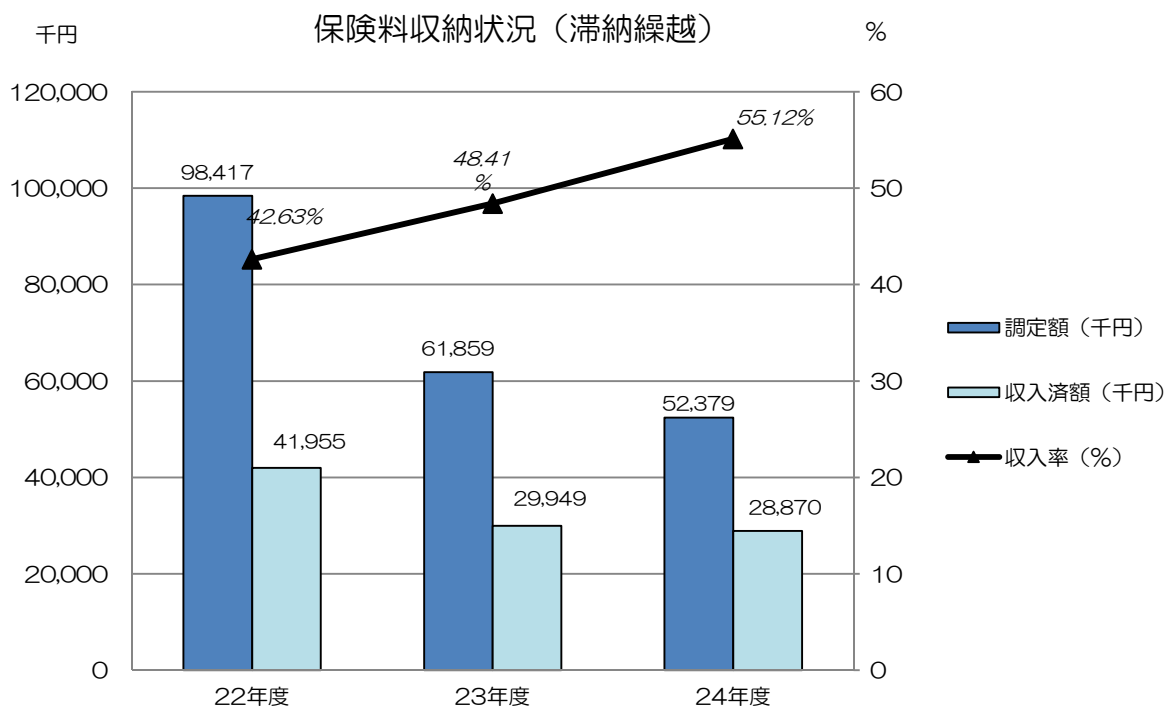
23年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	2,685,218,300	2,658,935,458	—	6,973,800	33,256,642	99.02
滞納繰越	61,859,000	29,949,030	12,332,700	103,100	19,680,370	48.41
合計	2,747,077,300	2,688,884,488	12,332,700	7,076,900	52,937,012	97.88

24年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	2,994,160,600	2,963,483,100	—	7,304,200	37,981,700	98.98
滞納繰越	52,379,012	28,870,562	10,316,800	98,800	13,290,450	55.12
合計	3,046,539,612	2,992,353,662	10,316,800	7,403,000	51,272,150	98.22

保険料収納状況（現年）



* 平成 24 年度に保険料改定



5 保険料の減免

年度	減額(円)	免除(円)	合計(円)	件数
22年度	1,565,800	1,622,000	3,187,800	65
23年度	154,000	363,200	517,200	15
24年度	4,500	502,500	507,000	11

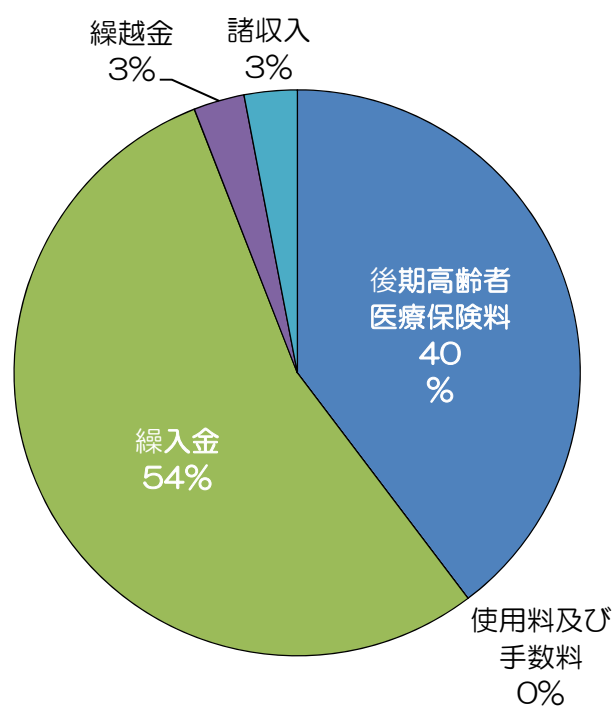
※平成25年10月1日現在

VI 財政状況

<歳入>

(円)

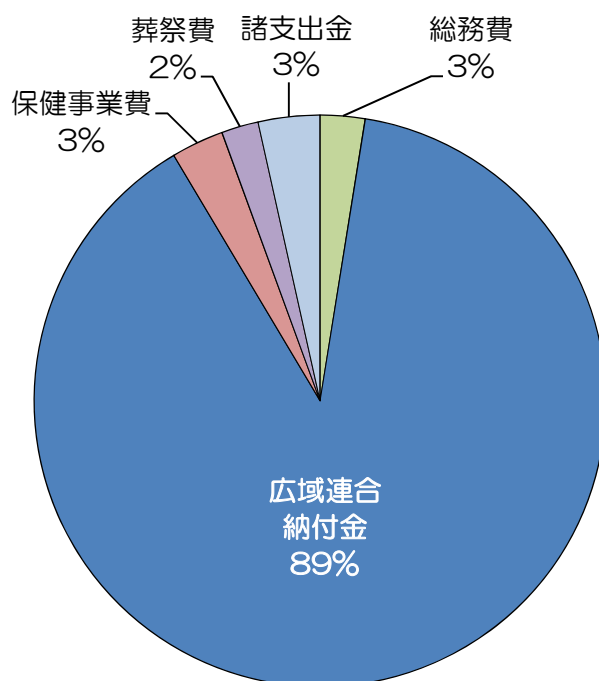
科 目	平成24年度
後期高齢者医療保険料	2,992,353,662
使用料及び手数料	1,500
繰入金	4,102,372,888
繰越金	219,549,469
諸収入	227,098,120
合 計	7,541,375,639



<歳出>

(円)

科 目	平成24年度
総務費	185,699,398
広域連合納付金	6,504,933,338
保健事業費	216,999,487
葬祭費	153,128,350
諸支出金	255,010,169
予備費	0
合 計	7,315,770,742



歳入と歳出の差額、225,604,897円は翌年度繰越額となる。

Ⅶ 後期高齢者健康診査

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受け事業を行っている。

- 長期入院者、施設入所者は施設の健診等で健康状態を把握できるため対象から除外される。
- 特定健診における必須項目の健診を実施した（腹囲測定を除く）。

年度	対象者数	受診者数	受診率
22年度	35,931人	19,420人	54.0%
23年度	36,959人	20,358人	55.1%
24年度	37,786人	21,261人	56.3%

Ⅷ 趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、広域連合と連携し制度の趣旨普及に努めた。

1 区報（北区ニュース）掲載

掲載号	掲載内容
4月 1日	後期高齢者医療保険料の収納推進員の名称変更 平成24年度の保険料 平成24年度の保険料軽減措置
4月10日	休日納付相談
4月20日	平成23年度後期高齢者医療保険料の完納のお願い ご存知ですか？特定健康診査・特定保健指導
6月20日	国保（後期高齢者医療制度）と交通事故 便利です！口座振替
7月 1日	後期高齢者医療制度の平成24年度保険料が7月に決定します
7月20日	新しい後期高齢者医療被保険者証をお送りします 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付
9月 1日	後期高齢者健康診査
9月10日	休日納付相談
10月20日	後期高齢者医療制度の保険料
11月20日	年末ワンストップ納付相談 便利です！口座振替
12月20日	高額医療・高額介護合算制度 「保険料（口座振替済）のお知らせ」を12月下旬に発送します 「保険料（特別徴収分）のお知らせ」を1月中旬に発送します
1月20日	後期高齢者医療保険料は税控除の対象になります
3月10日	後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか 休日納付相談

北区の後期高齢者医療制度

刊行物登録番号

25-1-098

平成25年度（平成24年度実績）

平成26年1月発行

<発行>

東京都北区区民部国保年金課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9069（ダイヤルイン）